

能登町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

1. 緊急事態宣言の発出について

令和3年1月7日（木）に、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、1都3県に特別措置法に基づく緊急事態宣言の発出の決定がされる見込みとなっています。

緊急事態宣言発出後の当町の対応は、下記のとおりとしますので順守いただきますよう周知いたします。

2. 対応について

石川県は、緊急事態宣言の対象とはなっていないが、第10回対策本部での決定事項を継続とし、さらに緊急事態宣言が発出される見込みの1都3県との不要不急の往来は、特に控えることとする。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策方針（周知）

●町民への感染防止対策について

- ①「密」になる5つの場面を避ける。
- ②マスク・手指消毒の徹底
- ③不要不急の外出（町外）を控える。
- ④緊急事態宣言が発出された1都3県との不要不急の往来を特に控える。

●職員向けの感染防止対策について

- ①～③ 上記と同じ
- ④県外への不要不急の往来は出来るだけ控えることとし、特に緊急事態宣言が発出された1都3県との不要不急の往来は控えることとする。
※1都3県の事業者等との打ち合わせなどは、オンライン会議などを活用し、可能な限り接触機会の削減に努めること。
- ⑤大人数や長時間での会合等の開催は原則控える。
- ⑥出勤前の検温や職場内の換気・消毒等を徹底する。
- ⑦感染が疑われる場合は速やかに上司に報告する。

●期間 当面の間とする。